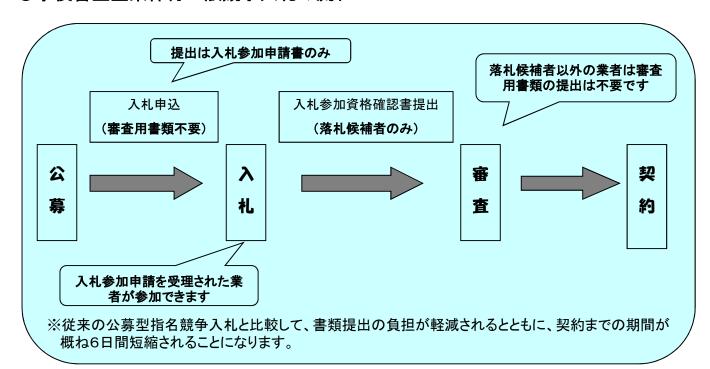
## 事後審査型条件付一般競争入札について

都市整備部では、平成22年4月から「事後審査型条件付一般競争入札」を試行的に実施してきましたが、平成23年6月から従来の公募型指名競争入札を廃止し、次のとおり「事後審査型条件付一般競争入札」を実施しています。

## 〇事後審査型条件付一般競争入札の流れ



## 〇対象となる業務

- (1) 委託業務
- (2) 建物等施設の修繕業務(設計金額50万円を超える業務に限る。)
- (3) 役務費手数料に関する業務(設計金額50万円を超える業務に限る。)
- (4) 物品等の賃貸借業務
- (5) その他秋田市都市整備部業者選定審議部会で了承を得た業務

## 〇入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと
- (5) その他対象契約ごとに定める要件を満たしていること

問い合わせ先

秋田市都市総務課 庶務担当

M

TEL 018-888-5762